

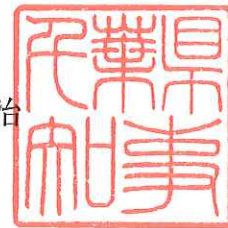
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉県市川市曾谷六丁目17番1号

氏 名 株式会社 湯澤工業
代表取締役 湯澤 建人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日 平成29年8月23日

許可の有効年月日 平成34年8月22日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 燃え殻, イ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含み, 自動車等破砕物を除く）,
ウ 紙くず, エ 木くず, オ 繊維くず, カ ゴムくず, キ 金属くず（自動車等破砕物を除く）,
ク ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含み, 自動車等
破砕物を除く）, ケ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）
（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については, 石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成19年8月23日	新規許可
平成24年9月28日	更新許可・変更届（役員変更）
平成29年8月23日	更新許可・変更届（役員変更）

4. 積替え許可の有無 存・無

（積替え許可を有している場合においては, 市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 存・無

備考

市長が交付する許可証については, 積替え許可の有無の記載は不要とすること。